

## 静岡県立農林環境専門職大学等における保証人に関する取扱い

(趣旨)

第1条 この取扱いは、静岡県立農林環境専門職大学及び農林環境専門職大学短期大学部（以下「本学」という。）が、保護者等と良好な関係を築くとともに緊密に連携し、学生の学業の成就及び学生生活の充実に資することを目的とした保証人に関し必要な事項を定めるものとする。

(保証人の届け出)

第2条 学生は、入学時に、別記様式1または別記様式 1-2 により、保証人の連署を得て、保証人を本学に届け出るものとする。

2 学生は、保証人を変更する場合または保証人の届け出内容に変更があった場合は、別記様式 2または別記様式2-2により保証人の連署を得て、速やかに本学に届け出るものとする。

(保証人)

第3条 保証人とすることができる者は、学生の3親等以内の親族である成年または独立の生計を営む成年者(以下「親族等」という。)とする。

2 保証人は、保証人となっている学生の休学、復学、長期欠席、留学、在学期間延長及び退学（以下「身分異動」という。）に関する事並びに誓書の遵守に関する事について、当該学生と緊密な関係を保つものとする。

(成績通知書の送付)

第4条 本学は、学生の保証人に対し、学年末に成績が確定した段階で保証人あてに成績通知書を送付する。

(保証人への通知)

第5条 本学は保証人を届け出ている学生が次の各号に該当する場合は、保証人に通知するものとする。

(1) 本学の規則等に基づき表彰された場合

(2) 本学の規則等に基づき懲戒又は教育的措置を受けた場合

(3) 保証人の連署のない身分異動の願い出を許可され、又は届け出を受理された場合

(4) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しなかった場合

(5) 除籍された場合

(保証人への通知等)

第6条 本学は、保証人等に対し、広報誌の送付その他の情報提供を行うものとする。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、保証人に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(別記様式1)

# 宣誓書・保証書

令和 年 月 日

静岡県立農林環境専門職大学長 様

貴学に入学の上は、学則及び諸規則を遵守し、勉学に精励し、学生の本分に背かないことを保証人との連署をもって誓約します。

## 【本人（自署）】

(ふりがな)

氏 名  
生 年 月 日 年 月 日生

上記の者が入学の上は、保証人として在学中の行動に責任を負うとともに、授業料等の債務については裏面に記載の極度額（上限額）の範囲内で保証人としての責に任ずることを確約します。

## 【保証人（自署）】

(ふりがな)

氏 名  
住 所  
本人との続柄  
生 年 月 日 年 月 日生

(別記様式1 裏面)

保証人が負担する債務の極度額（上限額）について

1 入学料

静岡県立農林環境専門職大学等の設置、管理及び授業料等に関する条例に規定する額  
県内の者の入学料は、141,000円が極度額になります。

県外の者の入学料は、366,600円が極度額になります。

※県内の者とは次のいずれかに該当する者をいい、県外の者とはその他の者をいう。

- (1) 入学の手続を行う日の属する月の初日において、引き続き1年以上県内に住所を有している者
- (2) 入学の手続を行う日の属する月の初日において、配偶者又は1親等の親族が引き続き1年以上県内に住所を有している者
- (3) 知事が(1)又は(2)に掲げる者に準ずると認める者

2 授業料

静岡県立農林環境専門職大学等の設置、管理及び授業料等に関する条例に規定する額  
×在学年限分の額（最大8年）

学生の授業料は、322,300円×8年＝2,578,400円が極度額となります。

※授業料の極度額は、在学年限（8年）を基に算出しています。

在学中に静岡県立農林環境専門職大学等の設置、管理及び授業料等に関する条例の改正があった場合には、授業料の極度額は変更になることがあります。

(別記様式1-2)

# 宣誓書・保証書

令和 年 月 日

静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学長 様

貴学に入学の上は、学則及び諸規則を遵守し、勉学に精励し、学生の本分に背かないことを保証人との連署をもって誓約します。

## 【本人（自署）】

(ふりがな)

氏 名  
生 年 月 日 年 月 日生

上記の者が入学の上は、保証人として在学中の行動に責任を負うとともに、授業料等の債務については裏面に記載の極度額（上限額）の範囲内で保証人としての責に任ずることを確約します。

## 【保証人（自署）】

(ふりがな)

氏 名  
住 所  
本人との続柄  
生 年 月 日 年 月 日生

(別記様式 1 - 2 裏面)

保証人が負担する債務の極度額（上限額）について

1 入学料

静岡県立農林環境専門職大学等の設置、管理及び授業料等に関する条例に規定する額  
県内の者の入学料は、84,600円が極度額になります。

県外の者の入学料は、219,900円が極度額になります。

※県内の者とは次のいずれかに該当する者をいい、県外の者とはその他の者をいう。

- (1) 入学の手続を行う日の属する月の初日において、引き続き1年以上県内に住所を有している者
- (2) 入学の手続を行う日の属する月の初日において、配偶者又は1親等の親族が引き続き1年以上県内に住所を有している者
- (3) 知事が(1)又は(2)に掲げる者に準ずると認める者

2 授業料

静岡県立農林環境専門職大学等の設置、管理及び授業料等に関する条例に規定する額  
×在学年限分の額（最大4年）

学生の授業料は、234,600円×4年＝938,400円が極度額となります。

※授業料の極度額は、在学年限（4年）を基に算出しています。

在学中に静岡県立農林環境専門職大学等の設置、管理及び授業料等に関する条例の改正があった場合には、授業料の極度額は変更になることがあります。

(別記様式2)

## 保証人変更届

静岡県立農林環境専門職大学長 様

申請日 令和 年 月 日  
学 年 年  
学籍番号  
氏 名  
(自 著)

下記のとおり、保証人の届出内容を変更します。

### 記

氏名 (ふりがな)	( )
住所	
本人との続柄	
生年月日	

保証人として在学中の行動に責任を負うとともに、授業料等の債務については裏面に記載の極度額 (上限額) の範囲内で保証人としての責に任ずることを確約します。

【保証人の署名 (自署)】

(別記様式2 裏面)

保証人が負担する債務の極度額（上限額）について

1 入学料

静岡県立農林環境専門職大学等の設置、管理及び授業料等に関する条例に規定する額  
県内の者の入学料は、141,000円が極度額になります。

県外の者の入学料は、366,600円が極度額になります。

※県内の者とは次のいずれかに該当する者をいい、県外の者とはその他の者をいう。

- (1) 入学の手続を行う日の属する月の初日において、引き続き1年以上県内に住所を有している者
- (2) 入学の手続を行う日の属する月の初日において、配偶者又は1親等の親族が引き続き1年以上県内に住所を有している者
- (3) 知事が(1)又は(2)に掲げる者に準ずると認める者

2 授業料

静岡県立農林環境専門職大学等の設置、管理及び授業料等に関する条例に規定する額  
×在学年限分の額（最大8年）

学生の授業料は、322,300円×8年＝2,578,400円が極度額となります。

※授業料の極度額は、在学年限（8年）を基に算出しています。

在学中に静岡県立農林環境専門職大学等の設置、管理及び授業料等に関する条例の改正があった場合には、授業料の極度額は変更になることがあります。

(別記様式 2 - 2)

## 保証人変更届

静岡県立農林環境専門職大学短期大学部学長 様

申請日 令和 年 月 日

学 年 年

学籍番号

氏 名

(自 著)

下記のとおり、保証人の届出内容を変更します。

### 記

氏名 (ふりがな)	( )
住所	
本人との続柄	
生年月日	

保証人として在学中の行動に責任を負うとともに、授業料等の債務については裏面に記載の極度額 (上限額) の範囲内で保証人としての席に任ずることを確約します。

**【保証人の署名 (自署)】**

(別記様式2-2 裏面)

保証人が負担する債務の極度額（上限額）について

1 入学料

静岡県立農林環境専門職大学等の設置、管理及び授業料等に関する条例に規定する額  
県内の者の入学料は、84,600円が極度額になります。

県外の者の入学料は、219,900円が極度額になります。

※県内の者とは次のいずれかに該当する者をいい、県外の者とはその他の者をいう。

- (1) 入学の手続を行う日の属する月の初日において、引き続き1年以上県内に住所を有している者
- (2) 入学の手続を行う日の属する月の初日において、配偶者又は1親等の親族が引き続き1年以上県内に住所を有している者
- (3) 知事が(1)又は(2)に掲げる者に準ずると認める者

2 授業料

静岡県立農林環境専門職大学等の設置、管理及び授業料等に関する条例に規定する額  
×在学年限分の額（最大4年）

学生の授業料は、234,600円×4年＝938,400円が極度額となります。

※授業料の極度額は、在学年限（4年）を基に算出しています。

在学中に静岡県立農林環境専門職大学等の設置、管理及び授業料等に関する条例の改正があった場合には、授業料の極度額は変更になることがあります。